

平成30年2月23日 招集

平成30年門真市教育委員会第2回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第2回定例会
 平成30年2月23日（金）午後2時
 本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第2号	門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について	1
第4	議案第3号	門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の申出について	3
第5	議案第4号	平成29年度教育費補正予算の見積り申出について	9
第6	議案第5号	平成30年度教育費当初予算の見積り申出について	11
第7		諸報告	20

議案第2号

門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成30年2月23日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市めざせ世界へはばたけ事業推進委員会を廃止することに伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前													
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）													
1 略		1 略													
2 教育委員会の附属機関		2 教育委員会の附属機関													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">く 略</td> </tr> </tbody> </table>		名称	担任する事務	く 略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">く 略</td> </tr> <tr> <td>門真市めざせ世界へはばたけ事業推進委員会</td> <td>門真市めざせ世界へはばたけ事業を推進するために必要な事項についての調査審議に関する事務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">く 略</td> </tr> </tbody> </table>		名称	担任する事務	く 略		門真市めざせ世界へはばたけ事業推進委員会	門真市めざせ世界へはばたけ事業を推進するために必要な事項についての調査審議に関する事務	く 略	
名称	担任する事務														
く 略															
名称	担任する事務														
く 略															
門真市めざせ世界へはばたけ事業推進委員会	門真市めざせ世界へはばたけ事業を推進するために必要な事項についての調査審議に関する事務														
く 略															
3 略		3 略													

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前													
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">く 略</td> </tr> </tbody> </table>		区分	報酬額	く 略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">く 略</td> </tr> <tr> <td>めざせ世界へはばたけ事業推進委員会委員</td> <td>日 8,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">く 略</td> </tr> </tbody> </table>		区分	報酬額	く 略		めざせ世界へはばたけ事業推進委員会委員	日 8,400円	く 略	
区分	報酬額														
く 略															
区分	報酬額														
く 略															
めざせ世界へはばたけ事業推進委員会委員	日 8,400円														
く 略															
備考 略		備考 略													

議案第3号

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、
勤務条件等に関する条例の一部改正の申出について

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成30年2月23日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

少人数学級編制実施のほか、きめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る市費負担教員を任用するとともに、市費負担教員の給与及び特殊勤務手当の改定を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p style="text-align: center;"><u>門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、門真市立小学校及び中学校において少人数学級編制（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条第2項の規定により大阪府教育委員会が定めた1学級の児童又は生徒の数の基準を下回る数で学級を編制することをいう。）<u>の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりを実施するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第2項第1号及び第7条第1項の規定に基づき、任期を定めて採用する教員（以下「市費負担教員」という。）の任用、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（特殊勤務手当）</p> <p>第9条</p> <p>1 略</p> <p>2 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の表の左欄に掲げる業務ごとに同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="188 2007 767 2054"> <tr> <td>業務</td> <td>区分</td> <td>手当の額</td> </tr> </table>	業務	区分	手当の額	<p style="text-align: center;"><u>門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、門真市立小学校及び中学校において少人数学級編制（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条第2項の規定により大阪府教育委員会が定めた1学級の児童又は生徒の数の基準を下回る数で学級を編制することをいう。）<u>を実施するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第2項第1号及び第7条第1項の規定に基づき、任期を定めて採用する教員（以下「市費負担教員」という。）の任用、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（特殊勤務手当）</p> <p>第9条</p> <p>1 略</p> <p>2 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の表の左欄に掲げる業務ごとに同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="831 2007 1410 2054"> <tr> <td>業務</td> <td>区分</td> <td>手当の額</td> </tr> </table>	業務	区分	手当の額
業務	区分	手当の額					
業務	区分	手当の額					

改正後		
略		
前項第2号及び第3号に掲げる業務	その日において、従事した時間が7時間45分以上であるとき。	5,100円
前項第4号に掲げる業務	週休日又は休日等において、従事した時間が引き続き4時間以上であるとき。	3,600円
	週休日又は休日等において、従事した時間が引き続き2時間以上4時間未満であるとき。	1,800円

3 略

別表第1 (第7条関係)

号給	給料月額
	円
1	153,100
2	154,600
3	156,100
4	157,600
5	159,300
6	161,200
7	163,000
8	164,800
9	166,600
10	168,700
11	170,700
12	172,700
13	174,700
14	176,900
15	179,100

改正前		
略		
前項第2号及び第3号に掲げる業務	その日において、従事した時間が7時間45分以上であるとき。	4,250円
前項第4号に掲げる業務	週休日又は休日等において、従事した時間が引き続き6時間以上であるとき。	3,700円
	週休日又は休日等において、従事した時間が引き続き4時間以上6時間未満であるとき。	3,000円

3 略

別表第1 (第7条関係)

号給	給料月額
	円
1	150,900
2	152,400
3	153,900
4	155,400
5	157,100
6	159,000
7	160,800
8	162,600
9	164,400
10	166,500
11	168,500
12	170,500
13	172,500
14	174,700
15	176,900

改正後		改正前	
16	<u>181,300</u>	16	<u>179,100</u>
17	<u>183,600</u>	17	<u>181,400</u>
18	<u>186,200</u>	18	<u>184,000</u>
19	<u>188,700</u>	19	<u>186,500</u>
20	<u>191,200</u>	20	<u>189,000</u>
21	<u>193,700</u>	21	<u>191,500</u>
22	<u>195,400</u>	22	<u>193,200</u>
23	<u>197,100</u>	23	<u>194,900</u>
24	<u>198,800</u>	24	<u>196,600</u>
25	<u>200,300</u>	25	<u>198,100</u>
26	<u>201,900</u>	26	<u>199,700</u>
27	<u>203,300</u>	27	<u>201,300</u>
28	<u>204,900</u>	28	<u>202,900</u>
29	<u>206,400</u>	29	<u>204,600</u>
30	<u>208,300</u>	30	<u>206,700</u>
31	<u>210,200</u>	31	<u>208,800</u>
32	<u>212,000</u>	32	<u>210,800</u>
33	<u>213,500</u>	33	<u>212,400</u>
34	<u>215,500</u>	34	<u>214,500</u>
35	<u>217,500</u>	35	<u>216,600</u>
36	<u>219,500</u>	36	<u>218,700</u>
37	<u>221,400</u>	37	<u>220,700</u>
38	<u>223,400</u>	38	<u>222,700</u>
39	<u>225,300</u>	39	<u>224,700</u>
40	<u>227,100</u>	40	<u>226,500</u>
41	<u>229,000</u>	41	<u>228,500</u>
42	<u>230,700</u>	42	<u>230,200</u>
43	<u>232,400</u>	43	<u>232,000</u>
44	<u>234,100</u>	44	<u>233,700</u>
} 略		} 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例(以下「新条例」という。)別表第1の規定は、平成29年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(内払)

- 3 この条例による改正前の門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例別表第1の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員、門真市一般職の非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例(平成22年門真市条例第1号)第2条第1号に規定する非常勤嘱託職員及び同条第2号に規定する臨時的任用職員並びに <u>門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例(平成25年門真市条例第29号)第1条に規定する市費負担教員を除く。</u> 以下同じ。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員、門真市一般職の非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例(平成22年門真市条例第1号)第2条第1号に規定する非常勤嘱託職員及び同条第2号に規定する臨時的任用職員並びに <u>門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例(平成25年門真市条例第29号)第1条に規定する市費負担教員を除く。</u> 以下同じ。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 5 門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年門真市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員(門真市一般職の非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例(平成22年門真市条例第1号)第2条第1号に規定する非常勤嘱託職員及び同条第2号に規定する臨時的任用職員並	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員(門真市一般職の非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例(平成22年門真市条例第1号)第2条第1号に規定する非常勤嘱託職員及び同条第2号に規定する臨時的任用職員並

改正後	改正前
<p>びに<u>門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u>（平成25年門真市条例第29号）第1条に規定する市費負担教員を除く。以下同じ。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>びに<u>門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u>（平成25年門真市条例第29号）第1条に規定する市費負担教員を除く。以下同じ。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

（門真市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

6 門真市職員の育児休業等に関する条例（平成22年門真市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(2) 略 (3) 次のいずれかに該当する非常勤嘱託職員（門真市一般職の非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（平成22年門真市条例第1号）第2条第1号に規定する非常勤嘱託職員をいう。）及び市費負担教員（<u>門真市少人数学級編制の実施その他のきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u>（平成25年門真市条例第29号）第1条に規定する市費負担教員をいう。）（以下「非常勤嘱託職員等」という。）以外の非常勤嘱託職員等 ア～ウ 略</p>	<p>（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(2) 略 (3) 次のいずれかに該当する非常勤嘱託職員（門真市一般職の非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（平成22年門真市条例第1号）第2条第1号に規定する非常勤嘱託職員をいう。）及び市費負担教員（<u>門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u>（平成25年門真市条例第29号）第1条に規定する市費負担教員をいう。）（以下「非常勤嘱託職員等」という。）以外の非常勤嘱託職員等 ア～ウ 略</p>

議案第4号

平成29年度教育費補正予算の見積り申出について

平成29年度教育費補正予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成30年2月23日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

平成29年度教育費補正予算見積書

歳出

(款) 教育費 (項) 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円		千円	千円
社会教育 総務費	20,155	△ 51	20,104	報酬	△ 26	○社会教育推進体制の充 実
				旅費	△ 17	(仮称) 市立生涯学 習複合施設建設事業
				役務費	△ 4	報酬
				使用料及び賃 借料	△ 4	(仮称) 市立生涯 学習複合施設設計 業務委託事業者選 定委員会委員
						旅費
						職員普通旅費
						役務費
						通信運搬費
						使用料及び賃借料
						使用料及び賃借料 (物件費)
						乾式コピー借上 料
						△ 4

議案第5号

平成30年度教育費当初予算の見積り申出について

平成30年度教育費当初予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成30年2月23日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

平成30年度 教育費当初予算見積書

歳入

単位 千円

項目	平成30年度	平成29年度	説明
1. 教育費負担金	2,389	2,600	・日本スポーツ振興センター個人負担金
2. 教育使用料	5,422	10,530	・幼稚園使用料 ・学校施設設備使用料 ・教育センター使用料 ・旧第六中学校運動広場使用料 ・行政財産目的外使用料
3. 民生費国庫補助金	3,187	0	・母子家庭等対策総合支援事業費補助金
4. 教育費国庫補助金	54,915	46,140	・理科教育等設備整備費補助金 ・修学旅行費補助金 ・要保護児童生徒医療費補助金 ・特別支援教育就学奨励費補助金 ・私立幼稚園就園奨励費補助金 ・子ども・子育て支援交付金 ・子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 ・二島小学校大規模改造事業交付金 ・インクルーシブ教育システム推進事業補助金 ・地方創生推進交付金
5. 教育費府補助金	6,108	10,500	・子ども・子育て支援交付金 ・総合相談事業交付金 ・教育コミュニティづくり推進事業費補助金 ・市町村医療的ケア体制整備推進事業補助金 ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金 ・帰国渡日児童生徒受入体制整備支援事業費補助金
6. まちづくり整備基金繰入金	18,280	0	・まちづくり整備基金繰入金
7. 教育振興基金繰入金	2,207	64,764	・教育振興基金繰入金
8. 日本スポーツ振興センター医療費貸付金元利収入	30	30	・貸付金戻入
9. 学校給食用物資購入運転資金貸付金元利収入	0	4,000	・貸付金戻入
10. 雑入	32,493	39,302	・コピー使用料 ・市施設光熱水費等徴収金 ・自動販売機設置電気代徴収金 ・旧第六中学校グラウンド照明施設電気代徴収金 ・幼稚園実習生謝礼金 ・給食用廃油売却代金 ・賠償保険金 ・市史等販売代金 ・文化財ガイドブック販売代金 ・給食棟設備等使用料 ・幼稚園バス借上料個人負担金 ・淀川公園グラウンド使用料個人負担金 ・プール入場引換券売却代金 ・スポーツ振興くじ助成金
11. 教育債	108,600	37,300	・二島小学校給食棟整備事業債 ・二島小学校トイレ改修事業債 ・小学校消防設備整備事業債 ・中学校消防設備整備事業債 ・公共施設整備事業債 ・南幼稚園除却事業債
合計	233,631	215,166	

歳出
款 教育費

単位 千円

項目	平成30年度	平成29年度	説明
1. 教育総務費	726,025	675,150	
(1) 教育委員会費	6,563	6,561	・委員会定例会等事務
(2) 事務局費	341,035	325,482	・魅力ある門真の教育づくり事業 ・病休等代替アルバイト配置事業 ・学校施設営繕事業 ・職員労働安全衛生事業 ・幼児教育推進事業 ・学校OA化事業
(3) 教育振興費	357,572	319,697	・教職員の健康障害防止対策事業 ・就学事業 ・教育課程事業 ・就学援助事業 ・奨学金事業 ・スクールアドバイザー配置事業 ・子ども悩み相談サポート事業 ・教職員研修事業 ・情報教育推進事業 ・学力調査推進事業 ・きめ細かな指導を実現する環境づくり事業 ・特別支援教育推進・看護師配置事業 ・「まなび舎Youth」事業 ・学校図書館司書配置事業 ・中学生放課後学習支援Kadoma塾事業 ・研究指定校・教育課程研究活動事業 ・英語指導員配置事業 ・「ようこそ門真へ」国際交流事業
(4) 人権教育推進費	9,336	9,625	・人権教育推進支援事業
(5) 教育センター費	11,519	13,785	・適応指導教室等運営事業 ・教職員研修事業
2. 小学校費	921,106	953,535	
(1) 学校管理費	921,106	953,535	・学校予算配当事業 ・学校施設営繕事業 ・学校災害給付事業 ・教職員健康診断・検査健診委託事業 ・給食運営事業 ・給食調理事業 ・学校安全推進事業 ・学校保健事業

			<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断事業 ・きめ細かな指導を実現する環境づくり事業 ・小学校施設整備事業 ・小学校運動場芝生化事業
3. 中学校費	402,644	420,868	
(1) 学校管理費	339,576	356,655	<ul style="list-style-type: none"> ・学校予算配当事業 ・学校施設営繕事業 ・学校災害給付事業 ・教職員健康診断・検査健診委託事業 ・給食運営事業 ・給食調理事業 ・学校保健事業 ・健康診断事業 ・きめ細かな指導を実現する環境づくり事業 ・中学校施設整備事業
(2) 学校建設費	63,068	64,213	・門真はすはな中学校施設建設費割賦払金
4. 幼稚園費	334,385	315,008	
(1) 幼稚園管理費	151,334	133,254	<ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園運営事業 ・健康診断事業 ・幼稚園施設整備事業
(2) 教育振興費	183,051	181,754	・私立幼稚園就園奨励費補助事業
5. 社会教育費	407,531	449,216	
(1) 社会教育総務費	120,571	165,939	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育振興事業 ・文化の日式典事業 ・社会環境の整備事業 ・識字・日本語教室実施事業 ・社会教育活動促進事業 ・文化施設予約システム運用事業 ・歴史資料館運営事業 ・歴史遺産整備事業
(2) 青少年費	17,769	20,180	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全見守り事業 ・学校支援地域本部事業 ・青少年社会環境整備事業 ・成人祭事業 ・青少年の主張事業 ・「まなび舎Kids」事業 ・「かどま土曜自学自習室サタスタ」事業 ・めざせ世界へはばたけ事業
(3) 社会教育施設費	18,048	17,915	・市立文化会館運営事業
(4) 公民館費	20,279	19,957	・公民館運営事業
(5) 図書館費	127,210	119,028	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館サービス計画策定事業 ・図書館運営事業 ・図書館市民プラザ分館運営事業 ・読み聞かせ事業

			<ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート事業 ・学校等読書活動推進支援事業
(6) 市民プラザ費	103,654	106,197	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習センター運営事業 ・市民プラザ運営事業
6. 保健体育費	453,886	550,137	
(1) 保健体育総務費	329,230	325,538	<ul style="list-style-type: none"> ・学校災害給付事業 ・給食運営事業 ・学校保健事業 ・健康診断事業 ・スポーツ推進委員育成事業 ・スポーツ団体育成事業 ・校区体育祭補助事業 ・学校体育施設開放事業 ・東和薬品RACTABドームプール補助事業 ・スポーツ・レクリエーション事業
(2) 体育施設費	124,656	224,570	<ul style="list-style-type: none"> ・旧第六中学校運動広場運営管理事業 ・旧北小学校体育館・運動広場運営管理事業 ・淀川河川敷河川公園グラウンド開放事業 ・テニスコート・青少年運動広場運営管理事業 ・スポーツ施設予約システム運用事業 ・総合体育館運営管理事業
(3) 市民プラザ費	0	29	
合計	3,245,577	3,363,914	

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
口座振替収納業務委託 (3)	平成30年度 ┆ 平成33年度	12
英語教育活動派遣業務委託 (6)	平成30年度 ┆ 平成31年度	13,500
小・中学校施設等警備業務委託	平成30年度 ┆ 平成36年度	533,533
海外派遣研修業務委託 (7)	平成30年度 ┆ 平成31年度	5,560
学校給食調理業務委託 (20)	平成30年度 ┆ 平成33年度	325,104

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 支 出	府 金	地方債	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
中学校空調設備整備事業 (2)	418,128	平成18年度 ┆ 平成29年度	280,980	平成30年度	23,416	-	-	-	23,416
小学校空調設備整備事業 (2)	807,822	平成19年度 ┆ 平成29年度	457,554	平成30年度 ┆ 平成31年度	83,192	-	-	-	83,192
門真市民プラザ空調設備整 備事業	143,000	平成19年度 ┆ 平成29年度	80,960	平成30年度 ┆ 平成31年度	14,720	-	-	-	14,720
(仮称) 門真市立統合中 学校整備PFI事業	3,404,400	平成21年度 ┆ 平成29年度	1,920,504	平成30年度 ┆ 平成38年度	727,783	-	-	-	727,783
(仮称) 門真市立統合中 学校整備PFI事業 (平成26年4月1日消費 税率改正分)	6,567	平成25年度 ┆ 平成29年度	2,021	平成30年度 ┆ 平成38年度	4,546	-	-	-	4,546
青少年活動センター空調設 備整備事業	18,525	平成24年度 ┆ 平成29年度	5,410	平成30年度 ┆ 平成37年度	8,656	-	-	-	8,656
小中学校・幼稚園施設等警 備業務委託	571,038	平成25年度 ┆ 平成29年度	269,854	平成30年度	70,543	-	-	-	70,543
テニスコート・青少年運動 広場指定管理業務委託	21,960	平成26年度 ┆ 平成29年度	12,960	平成30年度 ┆ 平成31年度	8,640	-	-	-	8,640
口座振替収納業務委託 (2)	129	平成27年度 ┆ 平成29年度	44	平成30年度	20	-	-	-	20
公共施設予約システム運用 事業	38,891	平成28年度 ┆ 平成29年度	11,454	平成30年度 ┆ 平成32年度	14,292	-	-	-	14,292
図書館システム業務委託 (3)	50,199	平成28年度 ┆ 平成29年度	11,912	平成30年度 ┆ 平成32年度	17,371	-	-	-	17,371
学校給食調理業務委託 (16)	188,136	平成27年度 ┆ 平成29年度	116,496	平成30年度	58,248	-	-	-	58,248
門真市民プラザ等指定管理 委託	654,289	平成27年度 ┆ 平成29年度	259,951	平成30年度 ┆ 平成32年度	392,448	-	-	-	392,448
学校給食調理業務委託 (17)	94,080	平成27年度 ┆ 平成29年度	54,327	平成30年度	27,164	-	-	-	27,164
学校給食調理業務委託 (18)	185,589	平成28年度 ┆ 平成29年度	57,742	平成30年度 ┆ 平成31年度	115,483	-	-	-	115,483
総合体育館指定管理委託	377,460	平成29年度	75,492	平成30年度 ┆ 平成33年度	301,968	-	-	-	301,968

英語教育活動派遣業務委託 (5)	13,352	平成29年度	-	平成30年度	13,352	9,886	-	-	3,466
海外派遣研修業務委託 (6)	5,208	平成29年度	-	平成30年度	5,208	-	-	-	5,208
学校給食調理業務委託 (19)	378,525	平成29年度	-	平成30年度 } 平成32年度	376,716	-	-	-	376,716
旧第六中学校運動広場運営 管理事業	30,752	-	-	平成30年度	27,377	-	6,800	18,280	2,297
口座振替収納業務委託 (3)	14	-	-	平成30年度 } 平成33年度	14	-	-	-	14
英語教育活動派遣業務委託 (6)	13,500	-	-	平成30年度 } 平成31年度	13,500	9,996	-	-	3,504
小・中学校施設等警備業務 委託	533,533	-	-	平成30年度 } 平成36年度	533,533	-	-	-	533,533
海外派遣研修業務委託 (7)	5,560	-	-	平成30年度 } 平成31年度	5,560	-	-	-	5,560
学校給食調理業務委託 (20)	325,104	-	-	平成30年度 } 平成33年度	325,104	-	-	-	325,104

地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還方法
公共施設等整備	千円 6,800	普通貸借は 又証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政 府 地方公共団体 金 融 機 構 大 阪 府 銀 行 そ の 他	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公共施設等除却	44,100				
学校教育施設等整備	57,700				
計	108,600				

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	平成30年度当初教職員数の見通し等について